

国立大学法人京都大学固定資産管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(少額資産)</p> <p>第3条 前条の固定資産に属さない資産であっても、第1条の目的に基づいて管理されるべき資産については、<u>少額資産として資産台帳を設け、固定資産に準じた取扱いをするものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(使用責任)</p> <p>第6条 固定資産管理責任者は、固定資産等の管理を適切に行うため、管理する固定資産毎に使用責任者を定めなければならない。</p> <p>2 使用責任者は、所管する固定資産等の使用及びその日常の管理に関する責任を負う。</p> <p>3 使用責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 使用簿により、保管・使用の状況を明らかにすること。</p> <p>(2) <u>固定資産</u>の保守管理</p> <p>(3) 火災・盗難・滅失・破損等の事故を防止し、必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) <u>固定資産等</u>の実査の実施及び報告</p> <p>(中略)</p> <p>(保険)</p> <p>第10条 固定資産管理責任者は、必要と認める場合には、災害等により損害を受けるおそれのある<u>固定資産</u>について、損害保険を付す等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(取得価額)</p> <p>第13条 <u>固定資産</u>の取得価額は、次の各号に掲げるものによる。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (略) (4) } (5) }</p> <p>(中略)</p> <p>(貸付)</p> <p>第19条 <u>固定資産</u>は、本学の業務に支障がない限り、所定の手続により学外の者に対し貸し付けることができる。</p>	<p>(少額資産)</p> <p>第3条 前条の固定資産に属さない資産であっても、第1条の目的に基づいて管理されるべき資産については、<u>少額資産として資産台帳を設けるものとする。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>(使用責任)</p> <p>第6条 } 2 } (同左) 3 } (1) } (2) <u>固定資産等</u>の保守管理 (3) (同左) (4) <u>固定資産</u>の実査の実施及び報告</p> <p>(保険)</p> <p>第10条 固定資産管理責任者は、必要と認める場合には、災害等により損害を受けるおそれのある<u>固定資産等</u>について、損害保険を付す等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(取得価額)</p> <p>第13条 <u>固定資産等</u>の取得価額は、次の各号に掲げるものによる。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (同左) (4) } (5) }</p> <p>(貸付)</p> <p>第19条 <u>固定資産等</u>は、本学の業務に支障がない限り、所定の手続により学外の者に対し貸し付けることができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(実査)</p> <p>第25条 固定資産管理責任者は、<u>有形固定資産</u>について、事業年度ごとに、当該資産の実査を行い、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめなければならない。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 }</p> <p>(後略)</p>	<p>(実査)</p> <p>第25条 固定資産管理責任者は、<u>有形固定資産(土地、建物、建物附属設備、構築物及び建設仮勘定を除く。)</u>について、事業年度ごとに、当該資産の実査を行い、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめなければならない。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成21年10月22日から施行する。</p>